

農地中間管理機構を活用しましょう！

農地中間管理機構は、神奈川県知事が指定した公的機関です。



現在の手続きと比較してみましょう

当事者同士の利用権設定

農地中間管理事業

Q 1 農地の貸し借りに問題が発生した場合は？

A 農地所有者と耕作者が直接話合って解決します。

A 農地中間管理機構が解決します。

Q 2 賃料の支払方法は？

A 耕作者が農地所有者に支払います。
〔 耕作者が賃料を支払わない場合は、当事者間の話合いで解決しなければなりません。 〕
複数の農業者に土地を貸している場合は、手続きや賃料の受け取りなどの手間がかかります。

A 農地中間管理機構が農地所有者に支払います。
〔 賃料は、農地中間管理機構が必ず支払います 〕
複数の農業者が土地を借受けている場合であっても、手続きや賃料の支払は農地中間管理機構が一括して行います。

Q 3 耕作者から契約解除を申し込まれたら？

A 農地の所有者が自ら新たな借受け者を探して協議を行います。
〔 貸出されない期間は賃料は支払われません 〕
農地の借受け者が見つかるまでの間の農地管理は、農地所有者が行わなければなりません。

A 農地中間管理機構が借受け希望者に貸し付けます。
〔 貸付けされない期間があっても、農地中間管理機構が賃料をお支払いします。 〕
農地の借受け者が見つかるまでの間の農地管理は、農地中間管理機構が行います。

Q 4 税制上の優遇措置は？

A 農地の借受け者が見つからず、所有する農地が遊休化した場合には、課税の強化が行われる場合があります。

A 所有している農地を農地中間管理機構に一括して10年以上貸し出した場合は、固定資産税の軽減措置が受けられます。

・ぜひ、この機会に農地中間管理機構をご活用ください。

・貸出先は、ご希望を伺った上で決定します。

・書類作成等の手続きは、お手伝いしますので安心してください。

今まで貸していた人に引き続きお願いしたいんだけど、希望は聞いてもらえるのかな？

農地中間管理機構の活用を勧められたけど、手続きは大変なのかしら？



農業委員会から
利用権の更新の
お知らせが届いたわ

・賃料は、お米で支払うこともできます。

・賃料と賦課金は、機構が農地所有者と借受け者との調整を行った上で決定します。

土地改良区の賦課金は誰が払うの？

賃料は、今までどおりお米でもらいたいんだけど？



賃料は
どうやって決めるの？

・お借りした農地は、契約期間終了後、農地所有者に確実にお返しします。

・相続人の持ち分の過半の同意があれば借受けすることができます（相続人が不明な場合には、お調べすることもお手伝いします。）。

よく調べたら相続登記が済んでいなかったんだけど、借りてもらえるのかな？

契約期間が終わったら、農地は返ってくるんだよね。



貸した農地は、
返してくれるよね

・農業振興地域内の農地であれば、荒廃農地や機械作業ができないものなどを除き、お借りすることができます。

・経営移譲年金も納税猶予も手続きをすれば大丈夫です。

納税猶予を受けている農地は？

経営移譲年金を受給しているんだけど？



どんな農地でも
借りてもらえるの？

まずはお問い合わせください！

神奈川県農地中間管理機構（神奈川県農業公社）

TEL045-651-1703